

# 特定自主検査のご案内

## 1、特定自主検査とは

動力プレスについては、**1年以内ごとに1回、定期的に、検査を行わなければなりません。**  
この検査は人間で言えば、健康診断のようなものです。  
一定の**検査資格を有するもの**によって**実施することが義務付けられています。**(法第45条)  
**検査を受けていないプレスを使用し事故や災害が発生した場合改善命令・罰金・操業停止等の行政処分を受ける場合があります。**

## 2、特定自主検査の実施できる人

動力プレス機械の特定自主検査を行うときは、

- 1、事業所内で省令で定める資格を有する事業内検査者。
  - 2、厚生労働省又は、都道府県労働基準局の登録を受けた検査業者
- 1、2いずれかの者が実施します。  
(アマダは厚生労働省登録検査業者です)

**車検が切れた自動車  
公道を走れますか？..  
動力プレス、動力シャー  
も自動車と同様な法令検  
査の実施が定められて  
います。**

## 3、検査の項目

特定自主検査の内容は次の通りです。(労働安全衛生規則 第134条)

- 1、クランクシャフト、フライホイール、その他の動力伝達装置の異常の有無。
- 2、クラッチ、ブレーキ、その他制御系における異常の有無。
- 3、一工程一時停止機構、急停止機構、非常停止装置における異常の有無。
- 4、スライド、コネクティングロッド、その他スライド関係における異常の有無。
- 5、電磁弁、圧力調整弁、その他空気系統における異常の有無。
- 6、電磁弁、油圧ポンプ、その他油圧系統における異常の有無。
- 7、リミットスイッチ、リレー、その他電気系統における異常の有無。
- 8、ダイクッション及びその付属機器における異常の有無。
- 9、スライドによる危険を防止するための機構における異常の有無。

実施するにあたっては、チェックリストを用い、検査項目、検査方法、判定基準、検査結果を記録し、**3年間保管**することが定められております。

## 4、保守、点検、整備の重要性

動力プレス機械は、運転中繰り返し重荷重が掛かることから、機械部品の磨耗や損傷による事故・故障が発生する可能性があります。  
このような**事故・故障を防止するためには、不安全状態や不良箇所を事前に発見して、補修・整備しておくことが本質的な対策であり、管理監督者や一般作業員による自主点検が基本となります。**



問い合わせ

**AMADA**

厚生労働大臣 登録検査業者(労-1)  
株式会社 アマダ  
最寄営業所 各担当まで  
TEL 下さい

**ご存知ですか？**

**1年以内ごとに1回、定期的に、特定自主検査の実施が必要です。**

NCタレットパンチプレス



NCT-LASER複合加工機



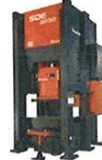
プレスブレーキ



SP・IW シーズ



一般汎用プレス



シャーリング



※ シャーリング(切断機)は、定期自主検査にて対応いたします。  
(労働安全衛生規則 第135条による)

メーカーによる適切な検査を実施されませんか？  
メーカーだから的確、スピーディー！

お申し込みは、アマダまで。お気軽にどうぞ。



●お申し込みは、最寄りの  
弊社担当者まで  
お電話ください。

●検査はアマダが  
お引受けいたします。



●検査結果をご報告申  
し上げます。調整、  
修理、消耗品の交  
換が必要な場合は、  
スピーディーに対応。  
検査成績は3年間保  
管いたします。

検査  
成績表